

令和5年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年9月19日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
 議第 87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第 99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | |
|----------|-----------|
| 1番 菅井晋一君 | 2番 富樫雅男君 |
| 3番 鈴木好彦君 | 4番 稲葉久美子君 |
| 5番 木村貞雄君 | 6番 鈴木一之君 |
| 7番 長谷川孝君 | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 政策監 | 須賀光利君 |
| 税務課長 | 大滝慈光君 |
| 同課収納対策室長 | 東海林肇君 |
| 同課市民税室長 | 小野由香君 |
| 保健医療課長 | 押切和美君 |
| 同課参事 | 志田淳一君 |
| 同課国保室長 | 林洋一君 |
| 同課健康支援室長 | 船山幸文君 |
| 同課健康支援室主幹 | 田中加代子君 |
| 同課健康支援室副参事 | 齋藤健一君 |
| 介護高齢課長 | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長 | 川村勇治君 |
| 同課高齢者支援室副参事 | 本保美穂君 |
| 同課高齢者支援室係長 | 志田真弓君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 五十嵐文君 |
| 同課介護保険室長 | 瀬賀由香君 |
| 同課介護保険室係長 | 石山寛子君 |
| 福祉課長 | 太田秀哉君 |

同課福祉政策室長	石田浩二君
同課福祉政策室副参事	鈴木祐輔君
同課福祉政策室係長	田巻桂君
同課福祉政策室係長	斎藤悠輔君
同課総合相談係副参事	三須友也君
こども課長	山田昌実君
同課子育て政策室長	高橋朗君
同課子育て支援室長	高橋洋一君
同課子育て支援室係長	高橋洋樹君
山北支所地域振興課地域福祉室係長	平方健君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	菅井洋子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君) 開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分の案件を議題とする。

日程第4 議第86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 山田昌実君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 それでは、議第86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを利用する児童が放課後等デイサービスの利用日以外に家庭での保育ができない場合、学童保育所を利用して保育支援を受けている状況がある。当該児童の保護者においては、放課後等デイサービスと学童保育所の月額利用料をそれぞれ負担していることから、経済的負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスを利用して児童の学童保育所利用料を利用日数による日割りにより月額徴収することとし、併せて全利用者の利用料の納付期限を当月末から翌月末に改正するものである。なお、資料の8ページに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

鈴木 一之 おはようございます。私どもかねてから利用者の負担を軽減していただきたいということで、数年来この問題に対しては一般質問を通じながら、ほかの議員の方もそのことでお話があって、今回このような格好になって、大変私どもも安堵している次第である。それで、できれば利用されている方が減免という格好の中で、本来だったら片方を納めて、あとは減免されるということも一番期待するところであったのだが、それで200円を掛けることの日数ということであったのだが、200円の基というか、その辺りの200円になったということについてお話しいただければと思う

が。

こども課長 日額200円の根拠であるけれども、今現在学童保育所を利用している方、月額5,000円を納めていただいている。学童保育所を利用している方は一月に土曜日を含めて25日利用するということが基本になっているので、これを5,000円を25日で割るということで1日当たり200円というのが根拠になっている。

鈴木 一之 それで、大体こうされて日数と合わせるのだが、これ2つを利用されるということであるのだが、本来だったら放課後等デイサービスである程度日程をそこで消化されて、兼ねなくてもというか、学童のほうに行かなくてもということで、本来だったらそこでなし得ていただければそれこそいいことなのだが、それに対してはやはり放課後等デイサービスのありようというか、希望してもその日に行けないとか、その分を学童保育に充てるということであって、何とかその辺りで希望した日数、それに対しては定員とか、そういう枠があるのだが、それに対してやっぱり放課後等デイサービスで利用して、その行けなかった分を学童保育に充てるということがこのことだと思うのだが、逆に放課後等デイサービスのありようで定数を増やすとか、そういうことを可能であればいいのかなと思うのだが、その辺りどうだろうか。福祉課長に聞く。

福祉 課長 今お尋ねの部分なのだけれども、放課後等デイサービスについては、当然利用量の増に伴って民間事業者の方とお話をして、増やされるものであれば増の方向でいきたいと思う。一点、料金の関係なのだけれども、放課後等デイサービスについては通所支援ということで、非課税世帯の方については月額ゼロ円、課税世帯については月額4,600円を上限としている。だが、実際の給付額とすると、最大でお一人様20万円程度かかっているもので、そういったことを考えると、今回の学童保育の200円というのは、ちょっと妥当な金額なのかなというふうに考えている。以上だ。

鈴木 一之 放課後等デイサービスもそんなことで、今後例えば枠の設定とかでも改めてその辺りも見えていただきながら、できれば放課後等デイサービスでということではいかれば私は理想だと思うので、その辺りも検討しながら今後お願いしたいと思う。

富樫 雅男 1つだけ教えていただきたいのだけれども、月によっても違うかもしれないけれども、両方ダブってこれ利用されている方というのはどの程度の人数いらっしゃるのか。

こども課長 放課後等デイサービスと学童保育所を利用している児童数だが、9月の1日現在で23人いらっしゃる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長

山田昌実君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

次に、議第87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。本案については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が本年9月16日に施行されたことに伴い、条例中の引用条項のずれを改正するものである。なお、資料の9ページに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6

議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(こども課長 山田昌実君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

次に、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。本案は、さんぼく森のなかよし学童保育所に係る指定管理者の指定について、公募によらず、現在の指定管理者である特定非営利活動法人おたすけさんぼくを引き続き指定しようとするものであり、指定期間は令和11年3月までの5年間である。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしたので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

鈴木 一之

さんぼく森のなかよし学童保育所ということであって、公募によらない理由という3番のところで「現在入所している児童には、発達障がいや知的障がい児もおり、保護者や学校と協力し、きめ細かく対応することでトラブルや事故を未然に防ぎ、安全で安心感のある保育事業を運営してきた実績があることから、公募によらずに指定管理」ということであるのだが、職員の中でも介助員的な要素も加わっている職員もおられると思うが、その点はどうか。

こども課長

山北地区においては、先ほど申した放課後等デイサービス等という施設がないものだから、学童保育所のほうに今おっしゃったような児童も含めて一緒に活動しているというような状況がある。その分については、指導員を加配させていただいて支援に当たっているという状況である。

- 鈴木 一之 その点もカバーできるような、加味した人件費の設定みたいなことでよろしいのだろうか。
- こども課長 特別な支援を要する児童に係る支援員の人件費についても、この指定管理料の中に入れてある。
- 富樫 雅男 ちょっと今の質問と関連するのだけれども、今年の3月に令和5年度の児童館、学童保育所、放課後児童支援員の登録者募集要項というのが出されているのだけれども、これを見ると児童支援員補助員の時給が925円となっているのだ。これ来年の3月31日までを有効期間とするととなっているのだけれども、これも去年の秋に決まっていることで、今年の10月1日からは最低賃金931円になるよね。そこら辺がなぜこういうふうな募集要項になったのかなど。また、最低賃金が反映されたものになるのか、そこら辺をお伺いする。
- こども課長 募集要項を作成した時点の最低賃金というのは加味されて募集要項は作成されているということであるが、この10月1日から委員ご指摘のとおり931円に最低賃金上がる。これについては、今現在、全庁的にだけれども、最低賃金を上げるということで改正の手続が取られているということだ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,440万円を追加し、予算の規模を87億3,540万円にしようとするものである。内容については、主に令和4年度の事業確定による精算である。7P、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料294万1,000円の減額であるが、低所得者保険料軽減負担金追加繰入れによる財源更正である。8款繰入金、1項4目事務費等繰入金5万3,000円の減額だが、予備費等の調整のために減額するものである。5目低所得者保険料軽減繰入金294万1,000円であるが、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分158万3,000円と過年度分135万8,000円を追加するものである。9款繰越金3億7,445万3,000円だが、前年度繰越金である。次に、歳出のほうだが、9P、10Pを御覧ください。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の財源更正は、特定財源である低所得者保険料軽減繰入金を追加し、一般財源である保険料を減額するもので、予算額に変更はない。4款基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金1億5,868万2,000円だが、令和4年度の介護給付費等の精算により、介護保険給付費等

準備基金へ積立てする保険料である。6款諸支出金、1項3目償還金1億9,168万2,000円だが、令和4年度の介護給付費等の精算により、国・県及び社会保険診療報酬支払基金へ返還するものである。2項1目他会計繰出金2,408万9,000円だが、令和4年度の介護給付費等の精算により一般会計へ繰り出すものである。7款予備費の5万3,000円の減額は、予算調整のために減額いたした。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書の275、276Pを御覧ください。令和4年度決算状況だが、歳入59億1,200万3,456円だ。次のページになるが、歳出総額57億202万6,495円で、差引き残高2億997万6,961円だ。前年度比較で歳入は2億7,519万9,870円、4.4%の減少、歳出では3億519万7,151円で5.1%の減少だ。歳入歳出ともに減少となった理由は、被保険者数の減少によるものだ。歳入について、279、280Pを御覧ください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、前年度と比較して9.2%の減少となっている。次に、2款分担金及び負担金、1項1目特定健診一部負担金、3款使用料及び手数料、1項1目、備考欄1、督促手数料は、例年どおりのため省略させていただく。4款1項1目、国庫支出金、災害臨時特例補助金は、令和4年度はコロナ対応分の災害特例補助金の制度がなくなったことから、減額となっている。5款県支出金、1項1目1節、備考欄1、普通交付金分及び2節、保険給付費等交付金は例年どおりのため省略させていただく。6款1項1目、備考欄1も省略させていただく。7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、8款1項2目その他繰入金、9款諸収入は、例年どおりのため省略させていただく。続いて、歳出についてだ。1款総務費は、例年どおりのため省略させていただく。289Pの2款保険給付費だけれども、こちらのほうも2.5%の減になる。次のページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金13億4,336万4,763円は、前年度に比べても減となっている。次のページを御覧ください。4款保健事業費、会計年度任用職員報酬や特定健診委託料、人間ドック健診事業の委託料などとなっている。5款、6款、7款、8款については、省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第9 議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。300P、301Pを御覧ください。歳入7億9,155万4,799円に対し、次ページ、歳出7億9,104万640円、差引き残高51万4,159円だ。歳入では1,154万2,503円、率では1.5%の増、歳出では1,152万9,422円、率では1.5%の増だった。歳入歳出ともに増加となった理由は、被保険者数の増加によるものだ。歳入の主なものだが、304、305Pを御覧ください。1款、2款、3款、4款は例年どおりのため、省略させていただく。5款諸収入、3項1目雑入は、後期高齢者の人間ドック助成を開始したことなどにより増額となっている。続いて、歳出について説明いたします。308、309Pを御覧ください。1款総務費は、例年どおりのため省略させていただく。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、増額となっている。3款1項1目保健事業費、人間ドック健診事業委託料の追加などで増額となっている。5款1項1目、諸支出金、被保険者保険料還付金は省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第10

議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。313、314Pを御覧ください。収入済額の合計であるが、86億4,940万1,958円であった。令和3年度は81億9,900万609円で、4億5,040万1,349円の増である。収入済額と比較すると保険料は減少したが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金などが増加したことにより、全体では増えている。315、316Pを御覧ください。支出済額の合計だが、82億7,494万7,664円であった。令和3年度は78億3,459万3,459円で、4億4,035万4,205円の増である。歳入歳出差引き残額だが、3億7,445万4,294円を翌年度へ繰越しいたした。続いて、歳入の主なものをご説明いたします。317、318Pを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料である。保険料収入済額が16億1,796万7,546円、不納欠損額150万1,204円、収入未済額490万9,546円である。徴収率は99.6%である。令和3年度の収入済額は16億4,008万9,593円で、2,212万2,047円の減となっている。第1号被保険者数の減少によるものだ。2款分担金及び負担金、1項1目1節利用者負担金、備考欄1、給食サービス事業負担金475万950円であるが、1食300円の利用者負担で、令和4年度は実利用人数295人、1万5,940食分となった。2節市町村負担金、備考欄1、介護認定審査会費負担金380万7,000円だが、村上市、関川村、栗島浦村において共同設置している介護認定審査会の関川村分、栗島浦村分の事務負担である。3款は省略させていただく。4款国庫支出金だが、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金といたして、収入済額が21億270万2,623円であった。319P、320Pを御覧ください。5款支払基金交付金であるが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として、収入済額20億5,798万2,000円であった。6款県支出金だが、収入済額として12億1,996万6,866円だ。次に、321、322Pを御覧ください。7款については、省略させていただく。8款繰入金だが、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費等繰入金、低所得者保険料軽減繰入金として、収入済額12億7,595万7,885円であった。5目低所得者保険料軽減繰入金8,980万1,460円だが、第1段階から第3段階に該当する方まで軽減を行った。国負担分2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1負担となる。対象者は6,718人であった。9款繰越金、10款諸収入は省略させていただく。歳入は以上だ。次に、歳出の主なものをご説明いたします。325、326Pを御覧ください。1款総務費、1項1目一般管理費、備考欄1、一般管理経費の6行目、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料158万8,150円であるが、第9期計画のためニーズ調査と在宅介護実態調査の委託料である。ほかは通常どおりなので、省略いたします。次に、327、328Pを御覧ください。2款保険給付費だが、保険給付費全体では74億6,402万9,908円となり、令和3年度と比較して2億4,914万923円、3.4%の増となっている。1項介護サービス諸費だが、69億1,168万4,711円となった。令和3年度と比較し、2億6,502万4,236円、4%の増となっている。次ページの5目施設介護サービス給付費31億1,904万5,912円であるが、令和3年度と比較して2億8,472万9,000円の増額である。特に介護医療院の給付費が増加している。2項介護予防サービス等諸費だが、1億3,054万1,045円となった。要支援1、要支援2に認定された方に対する

サービスとなる。次に、331、332Pを御覧ください。4項、5項、6項については、例年どおりなので、省略させていただく。3款地域支援事業費だが、全体で2億6,589万4,740円となっている。1項1目、備考欄1、介護予防・生活支援サービス事業経費、次のページの6行目になるが、機械器具購入費26万1,329円であるが、介護が必要となるおそれがある高齢者を対象に介護予防プログラムや自らの健康管理を行うセルフケアを高めるプログラムを短期集中的に提供する事業を令和3年度より実施している。令和4年度には新たに1事業所を追加して、その際の機器購入費になる。2目、備考欄1、介護予防ケアマネジメント事業経費の7行目、介護予防ケアマネジメント委託料615万1,680円だが、要支援1、要支援2の介護予防サービス計画費、継続介護支援事業費の委託分である。令和3年度より増加している。2項一般介護予防事業費だが、1,969万6,629円となった。内容については省略させていただく。3項包括的支援事業・任意事業費についてであるが、1億4,673万6,619円となった。1目の総合相談事業費については、例年どおりなので省略する。2目、備考欄1、権利擁護事業経費の4行目、成年後見報酬助成費244万8,000円であるが、成年後見制度を利用しているが支払い能力のない人の後見人に報酬助成を行うものである。令和4年度は、在宅3人、施設8人である。3目、次ページ4目から7目については、例年どおりのために省略いたす。8目任意事業費、備考欄1、任意事業経費、5行目、給食サービス事業委託料1,308万1,979円であるが、こちらのほうについては、歳入でも説明させていただいた。利用者は年々増加している。7行目、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金732万4,780円であるが、グループホームを利用する低所得者の要介護者等の経済的負担を軽減するための家賃補助になる。8行目、在宅寝たきり老人等介護手当816万3,000円であるが、65歳以上の在宅寝たきり者の高齢者、認知症である高齢者を介護している介護者に対して支給するものだ。令和4年度には356人が受給している。9行目、紙おむつ等購入費助成費1,862万7,008円であるが、65歳以上の在宅者で常時失禁状態を伴う方について、紙おむつの助成券を支給している。令和4年度は、5,000円券が87人、3,000円券が194人、2,000円券が632人である。金額は、要介護、所得により区分している。令和3年度より実績は増えている。次に、341、342Pを御覧ください。4款基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金2億4,492万1,248円だが、令和3年度の介護給付費等の精算により、介護給付費等準備基金に積み立てた保険料である。5款は省略する。6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金、備考欄1、過誤納還付金106万4,220円だが、所得更正等による過誤納還付金である。3目については省略いたす。2項についても省略いたす。説明は以上である。

(質 疑)

鈴木 好彦

318Pをちょっとお願いできるだろうか。保険料に不納欠損額というのが生じる。事業費全体から比べれば、その割合は非常に小さいものだと思うのだけれども、不納欠損が生じるシステム的なものがあるのかどうか、その辺なぜ生じるのかという部分でちょっと説明いただければと思うけれども。

税務 課長

不納欠損額、令和4年度についてはここに書いてあるとおりでであるが、百数十万円の、額としてはそれほどではないと思っている。不納欠損の件数を先に言うと、71件であった。地方税法の15条及び18条の規定の中で欠損するわけだけれども、71名のうち滞納処分の執行停止を行って3年経過した人、要するに滞納処分の執行停止と

というのは、生活を困窮するおそれがあるので、それ以上は滞納整理ができないという状況に陥った人、そこから3年経過して欠損するというのが1人。地方税法の第18条の規定による納期限の翌日から2年経過した人、保険料は2年が欠損なので、2年経過した人が70名、71名の欠損ということで、いわゆる納税困難で、このような法に当てはめて欠損せざるを得ないというのが、これ積み上げで162万円ということである。

鈴木 好彦 税金をいただくというのは税務課長のお仕事なのだろうけれども、もらえなくなった人たちのフォローというのはまた別な部署かと思うのだけれども、十分それらはやられているかどうかについてはお答えできるだろうか。要はお金がないから、もう欠損に見切ったわけだよね。でも、その人たちは困っているわけだよね。その後のフォローというのはきちりできているのかなということで、もし。

介護高齢課長 生活困窮、税金が納められないといった方々であるけれども、そちらのほうは高齢者のほうの実態把握というところに入って、そして状況によっては社会福祉協議会等と情報共有、連携しながら、生活困窮のほうの支援に当たっている。また、納税のほう等についても、税務課等と連携しながら、なるべく納めていただけるように、そして納税ができないという状況を改善できるように各関係課と連携をしている。

福祉 課長 私どものほう、総合相談窓口において、生活困窮者の方の相談支援を行っている。当然介護もそうなのだけれども、納税相談、あとは育児関係においても、どうしても困窮世帯というのが出てくるので、そういったものは包括的に私どものほうで相談を受けて、場合によっては社会福祉協議会、先ほどあったとおり生活福祉資金の貸付け、もしくは家計管理の指導支援、そういったものをつなげていっている、今現在としてはそういう状況にある。

鈴木 好彦 横のつながりを密にして、ぜひ見落とされることのないような施策を続けていっていただければと思う。以上だ。

菅井 晋一 342Pのところなのだけれども、介護保険給付費等準備基金積立金2億4,400万円、これ決算を入れると基金の現在高の資料を見ると11億3,900万円ということのようだ。そして、今ほど令和5年度の補正予算で1億3,900万円か、追加して、そうすると13億8,400万円ぐらいになるかとは思のだが、この介護保険特別会計の村上市の予算規模だと、こういう基金というのは、どれくらいを持っていけば安心・安全な基金の会計が維持できるのかというような、そういう目安みたいなものはあるだろうか。

介護高齢課長 村上市の人口規模だとこのくらいの基金があればいいという基準は、今までも質問等があったけれども、明確な基準はない。少し多いのではないかというようなご意見をいただくけれども、今第9期の介護保険事業計画を策定中であるが、やはり第1号保険者数が減少することにより、保険料は今後減少していく、そして介護給付費のほうについては増えていくというような推計もあるので、第9期では基金の金額と保険料の推移、そして介護給付費の推移を見ながら、中長期的に基金のほうは使っていきたいというふうに考えている。

菅井 晋一 中長期的にということ、今の保険料って今の人払っているわけなので、もうちょっと短期的に保険料を見直してもいいのかなというふうに思うのだけれども、今余っていて、保険料はあまり変わらないというのも、あまりにも基金の額が大きいので、市民の皆さんどう考えているか分からないのだけれども、国保は4億円ぐらいだったよね、たしか。それと比べると3倍以上の基金の額なので、やっぱり中

長期的な、次期計画において、それをやるのはそれでいいのだけれども、短期的にもう今介護保険料を納めている方にも恩恵があるようなことも考えていただきたいと思う。

介護高齢課長 第9期については、第8期に立てた今後の見通しということで、介護保険料の標準額が基金を入れないと7,000円を超えるような推計になっている。そこで、基金を使いながら、なるべく今保険料を納めている方に負担がないような保険料の設定にしたいと思う。また、第9期、今介護保険の特別会計の地域支援事業費の中で紙おむつ等購入費助成費というのがある。こちらのほうについては、介護保険特別会計のほうから予算のほうが出ているが、第9期の時期にはそこから外れるというような見通しが出ている。実際850人近い方が紙おむつの助成券を使っているというような現状があり、これをサービスとして切るわけにもいかないし、やはり非常に利用者の方から助かっているというご意見をいただいている。それで、一般会計でやるか、あと第1号の保険料を100%使ってこのサービスができる方法等も検討されている。なので、今現在サービスを使っている方、または保険料を納めている方に少しでも還元できるように、そういうようなサービス内容についても保険料等、基金等で対応できるように今検討している。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(長谷川 孝君)閉会を宣する。

(午前10時48分)